

令和4年

寒河江市農業委員会第2回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第2回総会

日 時 令和4年2月25日（金）午前9時00分
会 場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1番 鈴木 浩之	2番 土田 彦雄	3番 渡辺 裕之
4番 新宮 しのぶ	5番 眞木 早百合	6番 奥山 浩二
7番 芳賀 宏	8番 大泉 孝彦	9番 影沢 政俊
10番 後藤 孝好	11番 氏家 理香	12番 菊地 ひとみ
13番 猪倉 通文	14番 相原 稔	15番 片桐 道雄
16番 山田 和義	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

事務局

事務局 長 猪倉 秀行	事務局 長 補 佐 芳賀 豊彦
総務 主 査 菊地 亮	農地 主 査 高橋 昭光
農地 係 主 事 安達 寛人	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第5号 事業計画変更申請書の審議について
- (2) 議第6号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (3) 議第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第8号 農用地利用集積計画書の審議について
- (5) 議第9号 非農地証明願の審議について

開会 午前 9時00分

木村議長 それでは、ただいまから寒河江市農業委員会第2回総会を開催します。よろしくお願いします。

 初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立します。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

 (「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、2番・土田委員、6番・奥山委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、菊地主査をお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局 (農地係主事) はい、議長。

 すみません、報告に入る前に、1点議案書の訂正をお願いしたいのですが、議案書16ページをお開きください。

 利用集積の下の表、貸借権設定でございましてけれども、1番、2番、地区名白岩の案件それぞれなんですけど、右の契約期間の欄をご覧くださいまして、終期が令和14年2月28日となっております。令和14年がうるう年ということで、すみません、2月28日を29日に訂正をお願いいたします。

続きまして、報告事項ですが、時間短縮のため議案書に記載のとおりとさせていただきます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

ただいまの報告について質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長

では、ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（農地係主事）

ありません。

木村議長

それでは、早速議事に入ります。

議第5号から議第9号までの議案について一括で上程します。

(1) 議第5号「事業計画変更申請書の審議について」

(2) 議第6号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(3) 議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(4) 議第8号「農用地利用集積計画書の審議について」

(5) 議第9号「非農地証明願の審議について」

以上、議第5号から議第9号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。眞木委員、報告をお願いします。眞木委員。

眞木委員

はい、議長。5番、眞木です。

2月18日に開催された事前審査会の報告を、当日欠席された菅井会長職務代理者に代わって行います。

事前審査会では、今回の総会に関わる案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として非農地証明願の案件1件を審査しました。

議第9号「非農地証明願の審議について」、順位1番、西根地区の案件です。

申請地には昭和54年に建築されたとされる作業小屋が建っており、その老朽化具合から、長年、少なくとも20年以上宅地として利用されてきたと判断できる土地でした。

その他申請された案件については、全て異議なしとされたところ です。

以上であります が、各地区における十分な審査をお願いし まして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間につ きましては30分程度としまして、9時半までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩します。

休憩 午前 9時04分

再開 午前 9時33分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第5号「事業計画変更申請書の審議について」、 地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結 果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員

はい、議長。16番、山田です。

議第5号「事業計画変更申請書の審議について」、8ページになります。

(議案書順位1番朗読)

木村議長 ありがとうございます。

農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(農地主査) はい、議長。

順位1番、事業計画者の変更です。転用目的は、変更前に同じく個人住宅建築です。申請地は都市計画区域の用途地域にあるので、第3種農地に該当します。一般基準についても不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、採決します。

議第5号「事業計画変更申請書の審議について」、原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第5号は原案のとおり決定いたします。

した。

木村議長

次に、議第6号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。

芳賀委員

はい、議長。7番、芳賀です。

10ページをご覧ください。

(議案書順位4番朗読)

2月17日に土田委員、渡邊推進委員と現地を確認してまいりました。この申請につきましては、■■■■さんの土地と、それから■■■■さんの土地とが畦畔を除いて1枚の田んぼになっているということで、これまでも■■■■さんが作ってまいりましたので、耕作不便ということもありまして、今回売買ということになりました。■■■■さんは88歳という高齢ではありますが、娘さんや地域の方々から支援していただきながら耕作していくということでありましたので、適正であろうと判断してまいりました。地区審査、それから事前審査でも問題ありませんでした。

(議案書順位5番朗読)

申請事由は経営移譲ということになってございますので、引き続き作付されて管理されるものと判断してまいりました。これも2月17日に現地調査をしてまいりました。事前審査、それから地区審査でも問題ございませんでした。

(議案書順位 6 番朗読)

現地調査のときは、降雪によりまして現地確認できるものが2筆しかありませんでした、4行目の字中河原193-1と、それから275番と、この2件のみ確認することができましたけれども、経営移譲ということでスムーズに経営移譲されるであろうと、地区委員、それから農業委員からも意見をいただいているところでした。事前審査、それから地区審査でも異議ございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。8番、大泉です。

農地法第3条の規定による許可処分について、10ページをご覧ください。

(議案書順位 3 番朗読)

場所なんですけども、国道458号線、西のほうに行くと中郷公民館がありますよね。その手前の交差点を南のほうに2、30メートル行ったところなんですけども、その入ったところに農道と用水路の間にまたがっている、ちょうど、その申請地なんですけども、何か農道の脇ののり面みたいな感じのところだったです。そこが6平米の申請地でした。15日、私と後藤委員と渡邊推進委員で現地調査を行いました。譲受人の■■■さん、譲渡人の■■■さん、隣組同士ということで、また後藤委員の昔からの知り合いということで、いろんなことで話を聞きますと、隣同士でもあるし、申請どおりで

あれば何ら問題ないと判断してまいりました。それで、地区審査でも事前審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。13番、猪倉です。

農地法3条の10ページをご覧ください。

(議案書順位2番朗読)

地目の中に畑1筆、宅地1筆とありますけども、この宅地が小屋になっておりまして、譲受人は西川町で水稻を耕作、農機具の修理では寒河江や山形の店に出しているため、付近で保管できる小屋を探していたところ申請地を見つけたということであります。自宅から申請地までは遠いものの、勤務先が寒河江市内であり、小屋に付随する農地の日常的な管理も容易であるため、購入に至ったとのことであります。これにつきまして、2月15日、影沢委員、川越推進委員と現地を見てまいりました。現地はまだ雪が深く、直接農地そのものは見ることはできませんでした。宅地も小屋が建っておりました。これを農機具置場に小屋を利用するものだろうと3人で見てまいりました。その結果、地区審査においても、その前の事前審査においても異議はございませんでした。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。眞木委員。

猪倉委員

はい、議長。5番、眞木です。

11ページをご覧ください。

(議案書順位7番朗読)

2月15日、木村会長、白岩地区全農業委員と推進委員で現地を確認してきました。現在112号線沿いは積雪のため、田んぼを直接見ることはできませんでしたが、申請地に隣接するところを会長と菖蒲推進委員が耕作しているというため、状況を確認することができました。場所は地図のとおりとなっております。112号線を挟んで南と北のほうにありますので、ご覧ください。譲受人は意欲的に農業を行っており、今回の申請は譲渡人による労力不足に伴うものであり、引き続き水稻を作付するものですので、周辺農地への影響はないと思われます。また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位2番から7番までの案件につきましては、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第6号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第6号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員

はい、議長。16番、山田です。

議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、13ページをお開きください。先ほどの8ページの事業変更に伴う内容に沿った内容であります。

(議案書順位5番朗読)

場所でありますけども、南部の南寒河江駅付近、沖津青果の建物がありまして、その付近になっております。2月15

日に渡辺委員と今井推進委員にて現地の確認をしてまいりました。周辺は既に宅地、建物等が立ち並んでおりますので、申請どおりであれば何ら問題ないと見て、判断してまいりました。事前審査会、地区審査会でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。13番、猪倉です。

農地法第5条の13ページの順位6番。

(議案書順位6番朗読)

これにつきまして、2月23日、影沢委員、あと鬼海推進員と3人で現地を見てまいりました。当時はまだ雪がありましたけども、この場所は国道287号線と旧醍醐小学校の前の通称旧道です。旧道前のところの狭い道路なんですけども、これは舗装になっておりませんので、市道ではありません。昔から農道として使われておりました。そこにうちが2軒ありまして、旧道から2軒目に■■■■さんのうちがありまして、その向かいが■■■■さんの農地であります。この農地には昔簡単に建てた小屋が建てててありましたけども、それを撤去いたしまして、このたび息子さんがカーポート1基とか何かそういうものをしっかり建てるということでありました。この周りを3人で見てまいりましたけれども、ほかの土地には影響がない、周りは自分の土地だと申ししていたということで、そこを見てまいりました、3人とも。地区審査では大丈夫だろ

うと、オーケーという意見を出してもらいました。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位5番は、議第5号の事業計画変更順位1番と同一事業で、個人住宅建築のための転用申請です。申請地は用途地域にあるので、第3種農地に該当します。

順位6番は、駐車場を設けるための転用申請です。申請地は10ヘクタール以上の一団の農地区域に存在していきまして、第1種農地に該当します。道路向かいの母屋がありまして、その母屋が既存集落への接続が認められますので、立地区分は満たすものと考えます。

一般基準についても、順位5番、6番いずれも、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、満たすものと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の

審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第7号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長 次に、議第8号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員 はい、議長。16番、山田です。

議第8号「農用地利用集積計画書の審議について」、内容については16ページをご覧いただきたいと思います。

(議案書朗読)

続きまして、17ページをご覧ください。農地中間管理事業であります。

(議案書朗読)

集計表を申し上げます。35ページをお開き願いたいと思います。

属地の集計を申し上げます。ナンバー1、地区寒河江、筆数が66筆、面積合計で9.01ヘクタール、田んぼが7.24ヘクタール、畑が0.81ヘクタール、樹園地が0.9

6ヘクタールであります。

ナンバー2、南部、50筆、合計で3.83ヘクタール、田が1.95ヘクタール、畑で1.65ヘクタール、樹園地は0.23ヘクタールということで、内訳、以下のとおりとなっております。

利用権設定促進事業案件については、いずれも農用地区域内の土地でありまして、譲受人は認定農業者であります。地区審査でも異議はございませんでした。

また、農地中間管理事業案件については、いずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸出しするため農地中間管理機構で集積する農地に適していると判断しますので、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。7番、芳賀です。

20ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続いて、35ページの集計表をご覧ください。

西根地区、37筆で、内訳が、田が1.93ヘクタール、畑1.49ヘクタール、樹園地0.63ヘクタール。

三泉地区が49筆の、内訳が、田6.94ヘクタール、畑0.25ヘクタール、樹園地1.39ヘクタールとなります。

中間管理事業案件については、いずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸出しするため農地中間管理機

構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。8番、大泉です。

24ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続いて、35ページの集計表をご覧ください。

柴橋地区、43筆、田5.18ヘクタール、畑0.11ヘクタール、樹園地0.33ヘクタール。

農地中間管理事業案件については、いずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。13番、猪倉です。

26ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続いて、35ページの集計表をご覧ください。

高松地区、30筆、田4.44ヘクタール、畑0.65ヘクタール、樹園地0.99ヘクタール。

醍醐地区、20筆、4.50ヘクタール、畑0.17ヘクタールとなります。

農地中間管理事業案件については、いずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。眞木委員。

眞木委員

はい、議長。5番、眞木です。

16ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続いて、27ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続いて、35ページの集計表をご覧ください。

白岩地区、4筆、田0.5ヘクタールとなります。

利用権設定等促進事業案件については、いずれも農業振興市地域内の土地で、借り受け者は認定新規就農者であり、地区審査でも異議ございませんでした。

また、農地中間管理事業案件については、いずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸し出すために農地

中間管理機構に集積する農地に適していると判断しました。
地区審査でも異議ございませんでした。

なお、異議なしとしましたが、新規就農者の規模拡大が早く、今後農林課、農業委員ともに経過を見ていくことが必要であるとなりましたので、よろしくお願いします。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

すみません、この8号の議案なんですけども、訂正が2か所あります。

まず、22ページのナンバー95から98について、四季ふぁーむさんの分なんですけども、地区名が南部でなくて、4件寒河江になります。

あともう一か所、続いて26ページの160、161、162、この3件について、地区名が柴橋地区でなくて高松地区になります。訂正をお願いします。

集計表については、属地集計なので影響はありません。

それで、基盤促進法についての各要件についてなんですけど、促進法の18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第8号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第8号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、第9号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。7番、芳賀です。

第9号の「非農地証明願の審議について」、37ページをお開きください。

(議案書順位1番朗読)

2月18日、事前審査会の折に現地を確認してまいりました。現地は、西根の下川原という集落があるんですけども、その北側の端になります。ページをちょっと寄ってもらって、そのピンク色になっています。周りがもう住宅が立ち並んでおりまして、農地がほぼないという状況になってございます。そういった内容でございましたので、現況、20年以上前から作業小屋が建てられておりまして、耕作できる状態にないということで、経過書、それから資料等から農地性がないも

のと判断してまいりました。地区審査でも問題ございませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

農地法の許可要件については、特にありません。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第9号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第9号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

以上、これで本日上程された議案については全て議決されました。以上をもちまして本日の総会を終了します。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時12分

令和4年2月25日

第2回総会議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 2番委員.....土田彦雄.....

議事録署名委員 6番委員.....奥山浩二.....